

委託業務特記仕様書（令和8年5月1日以降適用）

（共通仕様書の適用）

第1条 本業務は、「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に基づき実施しなければならない。なお、これらに定めのないもので、港湾設計・測量・調査等業務にあつては「港湾設計・測量・調査等業務共通仕様書（国土交通省港湾局）」に基づき実施しなければならない。

2 ただし、共通仕様書の各章における「適用すべき諸基準」で示された示方書、指針等は改定された最新のものとする。なお、業務途中で改定された場合はこの限りでない。

（共通仕様書の変更・追加事項）

第2条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」に対する【変更】及び【追加】仕様事項は、次のホームページに掲載の「委託業務共通仕様書（変更・追加事項）」のとおりとする。なお、入札公告日又は指名通知日における最新のものを用いるものとする。

委託業務共通仕様書について

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/2009033100099>

（共通仕様書の読み替え）

第3条 「徳島県測量作業共通仕様書 平成21年4月」、「徳島県設計業務共通仕様書 平成21年4月」及び「徳島県地質及び土質調査業務共通仕様書 平成21年4月」において、「徳島県県土整備部及び総合県民局県土整備部」とあるのは「徳島県県土整備部」と、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木事業設計業務編】」とあるのは「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」と、読み替えるものとする。

（成績評定の選択制（試行））

第4条 当初業務委託料（税込み）が100万円を超え500万円未満及び、変更契約で業務委託料が100万円を超えた土木工事に係る測量、設計、試験及び調査の委託業務（建物調査、不動産鑑定、除草、現場施工管理等の委託業務は除く）は、別に定める「委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領」を適用する。

2 前項の対象業務の受注者は、契約時、評定の実施の意向について、「委託業務（土木）成績評定に関する意向確認書」を発注者契約担当に提出しなければならない。

3 履行途中の評定の意向変更は原則認めないこととする。ただし、成績評定を希望した場合において、完了時、変更契約により業務委託料（税込み）が100万円以下となった場合は、評定は行わないものとする。

委託業務（土木）成績評定の選択制試行要領

(受発注者共同による品質確保)

第5条 重要構造物（橋梁、トンネル、樋門、砂防等）設計や、補修設計において、必要であると判断された場合は、情報共有（設計条件の留意点、関連業務の進捗状況、設計変更の提案等）・設計方針の確認を目的とした、合同現地踏査等の発注者、受注者（測量、地質、調査、設計）で設計条件・方針を確認できる場を設けることができるものとする。

なお、費用及び参加者等の詳細については、監督員と協議の上、決定するものとする。

(ウィークリースタンス)

第6条 本業務は、ウィークリースタンス（受発注者で1週間のルール（スタンス）を目標として定め、計画的に業務を履行する）の対象業務であり、次の各号に取り組まなければならない。

- (1) ウェンズデー・ホーム（水曜日は定時の帰宅を心がける。）
- (2) マンデー・ノーピリオド（月曜日（連休明け）を依頼の期限日としない。）
- (3) フライデー・ノーリクエスト（金曜日（連休前）に依頼をしない。）

2 前項第1号は必ず実施するものとし、第2号及び第3号についてはどちらか一方は必ず実施しなければならない。なお、前項第1号から第3号に加えて別の取組を行うことを妨げない。

3 ウィークリースタンスとして取り組む内容は、初回打合せ時に受発注者の協議によって決定する。決定した内容は打合せ記録簿に整理し、受発注者間で共有する。

4 受発注者は、中間打合せ等を利用して取り組みのフォローアップ等を行わなければならない。

5 ウィークリースタンスの取組は、業務の進捗に差し支えない範囲で実施する。

(業務スケジュール管理表)

第7条 本業務は、円滑な業務の実施と品質の向上を図るために、受発注者の役割分担の明確化と懸案事項や業務スケジュールを共有する、業務スケジュール管理表を作成しなければならない。

2 受注者は、業務スケジュール管理表を初回打合せ後速やかに提出するものとし、中間打合せ時等、必要に応じて修正をするものとする。

(Web会議【発注者指定型】)

第8条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web会議（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web会議実施要領」を適用する。

2 Web会議は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web会議実施要領

（Web 検査【発注者指定型】）

第 9 条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「Web 検査（発注者指定型）」の対象業務であり、別に定める「Web 会議実施要領」を適用する。

2 Web 検査は、業務着手時の打合せにおいて受発注者の協議により実施の範囲等を決定するものとする。

Web 会議実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/5035846/>

（業務箇所への遠隔臨場【受注者希望型】）

第 10 条 本業務は、建設DXによる業務の効率化を目的とした「遠隔臨場（受注者希望型）」の対象業務であり、別に定める「委託業務における遠隔臨場に関する実施要領」を適用する。

2 受注者は、遠隔臨場の実施を希望する場合は、業務着手時の打合せにおいて発注者と協議し、実施を決定するものとする。

委託業務における遠隔臨場に関する実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7215928/>

（オンライン電子納品）

第 11 条 受注者は、オンライン電子納品の実施を希望する場合、「徳島県電子納品運用ガイドライン【土木設計等業務編】」における着手前協議を実施し、監督員の承諾を得たうえで、オンラインにより電子納品をすることができる。

2 なお、オンライン電子納品を実施する場合、次の URL にある「オンライン電子納品実施要領」を適用することとする。

オンライン電子納品実施要領

徳島県 HP

<https://www.pref.tokushima.lg.jp/jigyoshanokata/kendozukuri/kensetsu/7312755/>

（情報共有システム活用業務【受注者希望型】）

第 12 条 受注者は、情報共有システム（以下「システム」という。）の活用を希望する場合は、監督員の承諾を得たうえで、システム活用の試行対象業務（以下、「対象業務」という）とすることができる。

2 対象業務は、次の URL にある「情報共有システム活用試行要領について」を適用することとする。

情報共有システム活用試行要領

徳島県 CALS/EC

<https://e-denshinyusatsu.pref.tokushima.lg.jp/cals/category/download/jyouhoukyouyouu/>

（本業務の特記仕様事項）

第 13 条 本業務における特記仕様事項は、次のとおりとする。

1 別紙「R 8徳土 徳島小松島港（万代中央地区） 徳・万代5 浮棧橋修正設計業務 特記仕様書」による。

R 8 徳土 徳島小松島港（万代中央地区） 徳・万代5 浮棧橋修正設計業務 特記仕様書

1. 業務目的

本業務は、徳島小松島港（万代中央地区）において、船舶の利用（乗客の乗降および離着岸）に対応した浮棧橋の実施設計を行うものである。

当施設は、令和5年度設計成果を基に、対象船舶の変更に伴い、修正設計を行うものである。

2. 業務内容

2.1 共通

(1) 打合せ

本業務の打合せは、業務着手時、中間1回、業務完了時の3回以上を基本とし、必要に応じて随時実施するものとする。当初及び完了時は、管理技術者が必ず立会する。

2.2 関係機関打合せ協議

関係機関（船舶利用者、背後地倉庫利用者）打合せ協議資料を作成し、必要な協議を行い、設計条件を整理する。

2.3 浮棧橋修正設計

(1) 設計計画

業務の実施に先立ち、この業務の目的及び内容を把握し、業務の手順及び遂行に必要な事項を企画・立案する。

(2) 浮棧橋配置計画

a) 比較構造諸元の検討

選定した構造形式について検討するための比較構造諸元を設定し、設定した構造形式の平面図、標準断面図等、必要な図面を作成する。

b) 構造諸元の決定

安定性を照査した各構造形式について、概算数量及び概算工費の算定、各種要件（安定性、耐久性、経済性、施工性、既設浮棧橋等の撤去方法ほか）の検討を踏まえて総合的な比較・検討を行い、最適な構造断面を決定する。

(3) 浮棧橋安定計算

選定した各構造形式について、波浪時、接岸時等の浮棧橋に作用する外力を算定し、無載荷時、偏荷重載荷時における浮棧橋の安定計算により、浮棧橋及び係留杭の安定性を照査する。

(4) 浮棧橋構造計算

浮棧橋部材の構造計算を行い、部材の形状及び仕様を設定する。

(5) 図面作成

決定した構造諸元について、平面図、標準断面図、仮設図、施工計画図および構造図等の図面を作成する。

(6) 数量計算

設計図に基づき材料等の数量を計算する。

(7) 照査

業務内容の一切の照査を行う。

業務完了1カ月以上前に、照査した図面、数量計算を提出し、監督員の内容確認を完了すること。

(8) 報告書作成

業務の目的と特記仕様書を踏まえ、業務の方法、過程、結論について記載した報告書を作成する。